

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制 度 名	金融商品取引法上の「有価証券の引受け」の範囲の見直しに伴う所要の税制措置				
税 目	法人税				
要 望 の 内 容	<p>資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 49 号）における金融商品取引法の改正により、「有価証券の引受け」の範囲を見直し、第 2 条第 6 項に、新たな「有価証券の引受け」行為として、下記の内容の第 3 号を追加した。</p> <p>この改正に伴い、金融商品取引法に新たに追加した「有価証券の引受け」行為を法人税法上の「有価証券の引受け」に追加する措置を要望するものである。</p> <p>【金融商品取引法第 2 条第 6 項第 3 号】「新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること」</p> <table border="1" data-bbox="874 813 1489 927"> <tr> <td data-bbox="874 813 1219 927">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 813 1489 927">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）の利用の円滑化を図るための制度整備の一環として、証券会社による未行使の新株予約権の取得・行使を「有価証券の引受け」と位置付け、適切な引受審査の義務付け等の規制を課すことにより、投資家保護・資本市場の健全性確保を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>金融商品取引法の改正に伴い同法に新たに追加した「有価証券の引受け」行為について、既に法人税法上の手当てがなされている「有価証券の引受け」行為と同様に取り扱うことにより、金融商品取引法上の「有価証券の引受け」行為について、税制上の取扱いを統一し、税制上と経理上の処理に齟齬が生じないようにすることが必要である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ 円滑な金融等 1 活力ある市場を構築すること (1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		政策の達成目標	(政策目的と同じ。)
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策目的と同じ。)
	政策目標の達成状況	金融商品取引法上の「有価証券の引受け」の範囲の見直しに伴う技術的要望であるため、該当せず。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	有価証券の引受けを行う主体は証券会社等金融商品取引業者のため、金融商品取引業者に対し適用が行われる見込みである。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	金融商品取引法上新たに追加された「有価証券の引受け」行為について、事業年度末におけるみなし決済が可能となることにより、既に手当てされている「有価証券の引受け」行為と税制上同様の取扱いを行い、税制上と経理上の取扱いに齟齬が生じないこととし、ライツ・オフリングに係る制度整備が図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。
要望の措置の妥当性		関連せず	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	関連せず。
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	関連せず。
	前回要望時の達成目標	関連せず。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	関連せず。
これまでの要望経緯		なし。